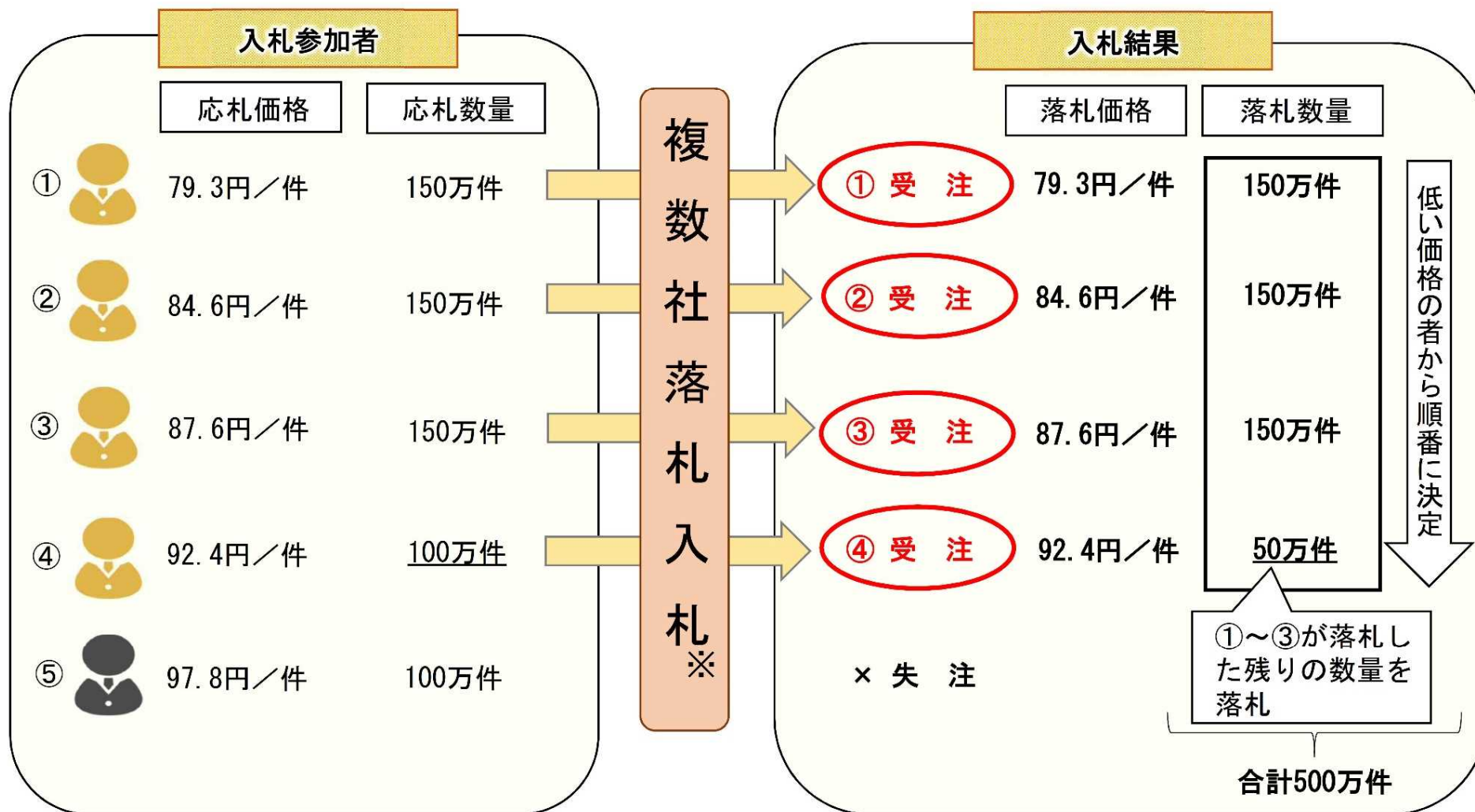


2 複数社落札入札

(事例) 調達予定数量500万件, 応札するための最低入札数量100万件の場合



※複数社落札入札とは・・・入札参加者に、調達予定数量の範囲内で数量及び価格を提示させ、低い価格を提示した者から順次調達予定数量に達するまでの者を受注者とする入札方法

出典：公正取引委員会「日本年金機構が発注するデータプリントサービスの入札等の参加業者に対する排除措置命令及び課徴金納付命令等について」（2022年3月3日）